

【概要】 ワークेशनふくやま推進事業補助金

対象経費

- ・ 交通費 鉄道料金やバス料金、レンタカー代など
- ・ 滞在費 市内宿泊施設における宿泊費など
- ・ オフィス利用料 コワーキングスペースやサテライトオフィスの利用料 等

補助金の額

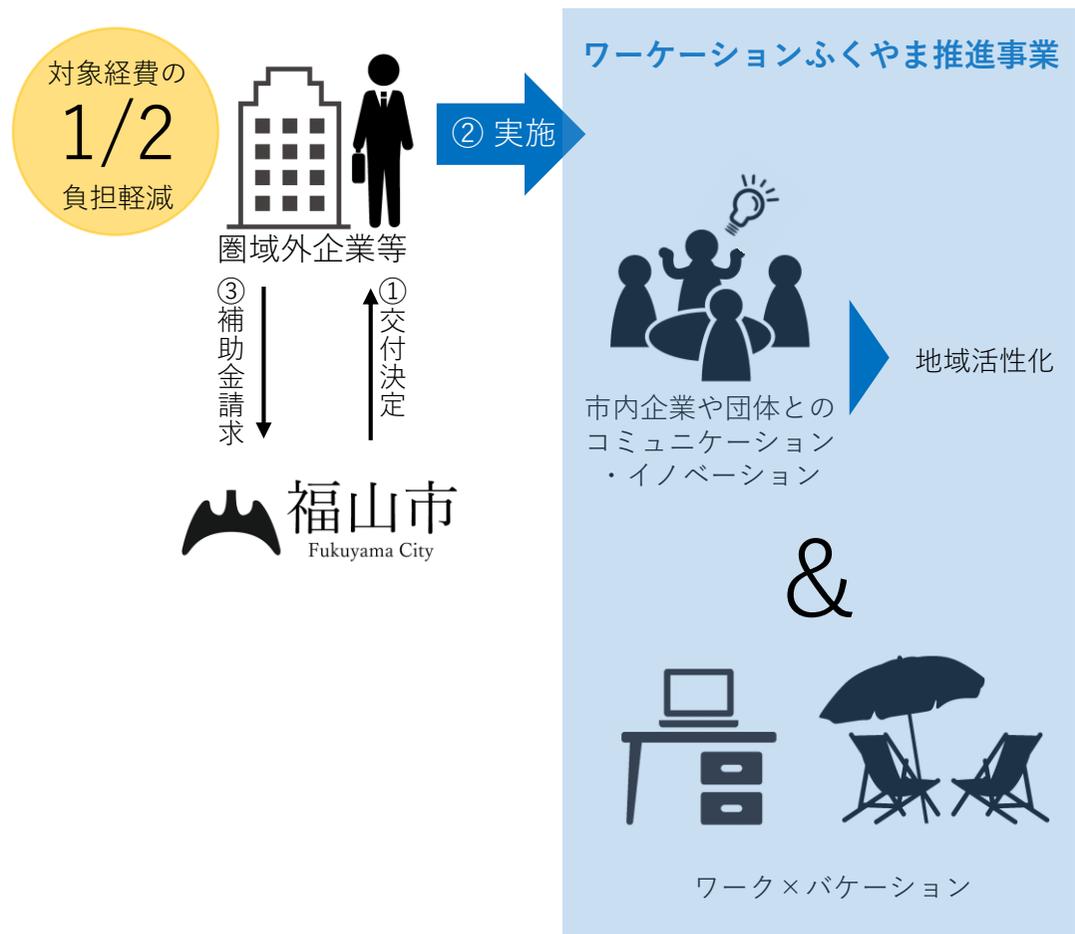
対象経費の2分の1以内

※補助金の額が30万円を超える場合は、これを上限とする。
※上記にかかわらず、1人当たりの補助金の額は10万円を上限とする。

交付基準

- ・ ワークेशनふくやま推進事業の内容が、ワークだけでなく、本市の魅力体験できるバケーションの要素を含んだものであること。
- ・ ワークेशनふくやま推進事業の取組が、補助対象期間に新たに開始又は拡充するものであり、かつ、地域の活性化や課題解決につながる期待できるものであること。
- ・ 市内の企業・団体との「コミュニケーション」や、それを通じた「イノベーション」創出の機会が確保されていること。
- ・ 補助対象期間後も、市内の企業・団体と圏域外企業等との交流の継続が期待できること。

補助対象者：備後圏域外企業・人材 (圏域外企業等)



補助対象者：旅行業者等又は市内宿泊施設

※下の例は市内宿泊施設の場合

